

令和6年神奈川県議会第3回定例会 防災警察常任委員会

令和6年12月16日

◆西村くにこ委員

私のほうからは、大麻取締法改正に伴う対策と取組について伺っていきたいというふうに思います。

今定例会の本会議におきまして、警察本部長からは、大麻取締法改正に伴う薬物鑑定の状況についてお答えを頂きました。様々、早め早めに手を打っていただいていると分かりました。大変にありがとうございます。

さて、近年、若者を中心に大麻による検挙者が増加をしています。大麻が乱用される理由として、さきの、旧の法律では、施用罪、使用することについての規定がなかったと。また、インターネットなどでは、大麻は安全で害がないとかそういう、依存性がなくていつでもやめられるなんていった誤った情報が流布をしていて、施用に対する警戒心が薄れている、こういうことが一定の要因であるというふうに見られていました。今回の法改正によって、大麻の施用罪が取締りの対象になったことから、大麻乱用の歯止めにつながるというふうに私は期待をしています。

一方、法改正がなされたことで、科学捜査研究所で担当する大麻尿、試料の増加というのが予想されています。昨年、私は科捜研を訪れまして、そこで勤務をされる職員の方の話を直接伺いました。重要な活動の一端を拝見させていただいたところです。

県警察の活動では、今後、科捜研の捜査を陰で支える力、これが極めて重要な役割を担っていくというふうに思っています。そこで、科学捜査研究所における大麻取締法改正に伴う対策と取組についてお尋ねをしてまいります。

まず、科学捜査研究所全体の鑑定試料の状況を伺います。

◎科学捜査研究所長

昨年中の科学捜査研究所全体の鑑定試料は約2万5,000試料であり、中でもDNA鑑定を担当している法医課が約1万2,000試料で一番多く、次いで覚醒剤や大麻等の薬物鑑定を担当している薬物課が薬8,700試料、その他、繊維片やガラス片等の鑑定を担当している工業製品課、筆跡や偽造カード等鑑定を担当している文書鑑定課がそれぞれ約1,600試料となっております。

◆西村くにこ委員

薬物鑑定を行っている鑑定官は、特別な資格等が必要なのでしょうか。

◎科学捜査研究所長

鑑定官は、大学等で専門知識を学んだ後、県警察の技術職員として採用された者であり、採用後は、科学警察研究所の法科学研修所に入所して、さらに薬物鑑定に必要な知識と技術を習得します。研修が終了し、自信を持って鑑定書を作成できる者のみが鑑定官として薬物鑑定に従事しております。また、鑑定官は警察官や事務職員と異なり、原則として採用後の異動がなく、同一分野の鑑定業務を

継続することで犯罪捜査に貢献しております。

◆西村くにこ委員

薬物鑑定に使用している資機材は、どういったものがあるのですか。

◎科学捜査研究所長

薬物鑑定には赤外分光器、ガスクロマトグラフ装置、ガスクロマトグラフ質量分析装置、液体クロマトグラフ質量分析装置、高速液体クロマトグラフ質量分析装置といった複数の資機材を使用しており、その他、遠心分離機や超音波洗浄機等を使用しております。

◆西村くにこ委員

薬物課で担当をしている鑑定業務について教えてください。

◎科学捜査研究所長

薬物課では、覚醒剤や大麻のほかコカイン、ケタミン、MDNA等の薬物鑑定を担当しています。大麻に関しては、破片のほかリキッド等新しいタイプの加工品もあり、その他クッキー、グミ、ブラウニー、バター、チョコレート等の食料品に薬物成分が含まれている試料も鑑定しております。

◆西村くにこ委員

薬物鑑定の特徴があれば伺いたいのですが。

◎科学捜査研究所長

昨年、科学捜査研究所が実施した薬物に関する鑑定は、約8,700試料であり、その内訳は大麻に関するものが約5,000試料、覚醒剤に関するものが約3,000試料、その他の薬物が約700試料になっております。

当所における薬物鑑定の中では、大麻に関する試料が多くなっており、令和3年は約3,600試料、令和4年は約3,900試料、令和5年は約5,000試料であり、年々大麻に関する試料の鑑定が増加しております。

◆西村くにこ委員

これで法改正されれば、もっと試料増えていくんじゃないかなというふうに思うのですが、それで法改正をされると、先ほど施用罪というのを言いました。私、施用罪って何なのだろうと調べてみたら、今回の法改正では、大麻をてんかん薬としても認めると。つまり、二つの主成分のうちのカンナビジオールというのではなくて、てんかん薬として認めますよと。でも、いろいろな幻想が見えたりどうこうする、そういう症状が出ててしまうテトラヒドロカンナビノールというのもう一つの主要成分であって、薬として使われない、ちゃんとした使い方と違うことをやるから、施用罪と言うんだそうですね。大変勉強になりましたが、その施用しているかどうかとなるのが尿鑑定ということになってくるんだと思うのですが、尿鑑定の状況、教えていただけますか。

◎科学捜査研究所長

昨年、科学捜査研究所が実施した尿鑑定約 1,500 試料においては、そのほとんどを覚醒剤に関するものが占めているところですが、このたび法改正が施行され、大麻の施用罪が導入されたことを受け、今後は大麻の鑑定に関する尿試料の大幅な増加が想定されているところです。

◆西村くにこ委員

尿鑑定についても勉強させてもらいました。ほかにはないのかなって、もっと唾とか血液とか。それでも分かるんだけれども、試料を提供する人にとって侵襲性がまず低いということと、尿鑑定だとほかの薬物の反応も出たりして分かることがあるというので、尿鑑定をなさるのだそうですが、さて、改正法施行による薬物鑑定の影響というのがあれば、教えていただけますか。

◎科学捜査研究所長

大麻尿鑑定が追加されることから、試料の増加が想定されますが、ほかの薬物鑑定に影響が及ばないよう、正確かつ迅速な鑑定業務に努めてまいります。

大麻尿鑑定は、覚醒剤尿鑑定と比較して工程や要する時間が異なることから、各鑑定官の業務分担についても、資料の増加に伴い、必要な見直しを進めてまいります。

◆西村くにこ委員

改正法施行に伴う科学捜査研究所の対策と取組について、まとめて伺えればと思います。

◎科学捜査研究所長

県警察では、鑑定試料の増加を見込み、薬物の鑑定に関する専門知識を有する鑑定官を増員し、体制強化を図る方向で検討をしております。引き続き、客観証拠の重要性から証拠試料の鑑定を行う科学捜査研究所の役割が確実に果たせるよう、鑑定業務に努めてまいります。

◆西村くにこ委員

最後に、要望等を訴えさせていただきたいというふうに思うのですが、私が今回この質問をやろうと思った大きなきっかけは、議会で取り上げることにおいて、皆さんがあなたをしていただき、県民の方々が正しい知識を持っていただくことにちょっとでもつながったらしいなという思いがまずありました。

民間の方々でも、例えば、ライオンズクラブの方々は、薬物乱用防止教室というのを小学校とか中学校でしていただいています。それから、ついせんだって、かわさき市民祭りってあったのですが、そのときには、保護司の方々が薬物乱用防止のチラシを一生懸命配って呼びかけをしてくださいました。私は、双方に参加をさせていただいていますけれども、こうやって民間の力も借りながら、あるいは時に私たち議員が自らの広報紙とか訴えの中で取り上げていくということ

多くの方々に知つていただく重要なポイントになってくるというふうにも思ひます。

一つは、大麻は違法薬物だよということを改めて知つていただく。それから、取り返しのつかないことになる可能性があるよと。また、今回法律が改正され、持つていなくたって捕まるんだよということをちゃんと分かっておいてもらわないと、若い子は、軽い気持ちで手を出す傾向にあると。それを何とか、止めていきたいというふうに思います。

それからもう一つ、薬物だけに限らずに、科学捜査研究所の皆さんにぜひ光を当てたいって、去年お邪魔させていただいたときから思つてきました。司法制度の改革や否認事件の増加を受けて、客観証拠の確保というのは、これ一層重要視されています。今後、ますます科学捜査研究所の仕事は増えて、役割は重くなる、そのように私は考えています。

そんな中で、鑑定業務が確実に果たせるようにするために、現行の体制で果たして十分なのかということを、検討していただく時期に入っているのではないかなというふうにお訴えをさせていただきます。

まず、今回も答えていただきましたが、一つは人の問題。鑑定官は、それぞれの鑑定に必要な知識と技術を持ち合わせた者のみが担当する特殊業務に従事しています。簡単に代替が利くものではありません。将来を見据えた十分な人材の確保と育成をまずお願いします。

次に、物。時代の要請に応じるためには、最先端の機器装備が求められます。ここも計画的な導入を求めておきたいと思います。

そして、人や物が増えれば、現在の施設で対応できるのかということも検討しなければならないと思います。現在の施設は、立地的には県内の各地からのアクセスのよさを認めるところなんですが、例えば、事故の検証であるとか燃焼実験であるとか、繁華街に立地をすればこそ、例えば、建て替えをはじめとする対応って難しいのではないかというふうに思います。第2科捜研の整備であるとか、こういった争点も含めた科学捜査研究所の増設なり新設なり建て替えなり、今から検討を始められますよう求めて、この質問を終わります。

意見発表

◆西村くにこ委員

私は、公明党神奈川県議会議員団を代表し、当委員会に付託された諸議案に賛成の立場から意見、要望を申し上げてまいります。

まず、大規模災害時の孤立地域対策についてです。

能登半島地震で課題が浮き彫りとなった孤立地域対策については、さきの代表質問でも取り上げたところです。人的・物的支援の届かない孤立状態は、発生時の直接死を免れた被災者の命が再び危機にさらされる重大な事象です。当委員会には、動産の取得として避難者用の屋内テント 5,000 張が報告されておりますが、避難所の環境整備は、避難生活が長く続く孤立地域対策としても有効と考えます。これまでの防災備蓄に加え、トイレカー、キッチンカー、ランドリーカーなどの車両や簡易ベッドや簡易シャワーなど避難生活の質の確保に向けた取組、また、発電機、デジタル簡易無線、ドローンなど能登半島地震を踏まえた孤立地域対策を推進していただけますよう求めます。

また、半島部や山間地で発生するおそれのある孤立、違う視点で都会においても地域の高齢化、沿道の建築物の老朽化などで、孤立状態の地域が発生するのではないかと危惧しています。様々な事象・事態を想定し、孤立対策をはじめ、誰一人取り残さない防災を目指して真摯に取り組まれますよう要望をいたします。

次に、神奈川性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における証拠採取について申し上げます。

性犯罪被害の特性から警察への届出をちゅうちょすることの多い性犯罪・性暴力の被害者等にとって、ワンストップ支援センター「かならいん」の運営は、非常に重要なものです。今後も「かならいん」自体の周知、証拠採取対応医療機関の拡大、SANEの拡充を要望いたします。

また、性犯罪・性暴力根絶のためには、県、市町村、県警察、自治会そして防犯ボランティアなどが連携して防犯活動の充実強化を図るとともに、防犯カメラのさらなる普及や自身の身を守るための情報や知識、スキルを子供のときから習得する取組の展開等を求めておきます。

あわせて、性犯罪については、再犯リスクがあることも指摘されていることから、関係する部局が連携され、再犯防止に向けた取組を進めていただきますようお願いをいたします。

最後に、大麻取締法改正に伴う対策と取組について申し上げます。

12月12日より改正大麻取締法が施行されています。今定例会では、法改正に伴う対策と取組について代表質問で確認をさせていただきました。司法制度の改革や否認事件の増加を受けて、客観証拠の確保が一層重要視されています。鑑定業務が確実に果たせるようにするために、科学捜査研究所は、現行の体制で十分なのか検討する時期に入っていると考えます。人員と機器の拡充とそれに対応できる施設の増設や建て替えなど検討を始められますよう求めておきます。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成をいたします。